

令和8年9月1日

保護者等 様

京都府立丹波支援学校
校長 由良 知子
(亀 岡 分 校)

気象警報発表時における休校等について（お知らせ）

日頃は、本校教育に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、気象庁では、令和8年5月29日より、大雨警報等の防災気象情報について、情報名称に警戒レベルの数字を付して発表する等、住民がとるべき避難行動との対応を分かりやすくするための改善が実施されました。

つきましては、気象警報発表時における丹波支援学校亀岡分校の休校等の対応について、児童生徒の安全確保を最優先として、下記のとおりとしますので、御理解御協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 午前7時の時点で、亀岡市に大雨、氾濫、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪のいずれかのレベル4 危険警報（※「危険警報級」を含む）、レベル5 特別警報（※「特別警報級」を含む）が発表されているときは、「臨時休業」とします。
その後、解除されても、その日は「臨時休業」とします。
- 2 午前7時の時点で、亀岡市に大雨、氾濫、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪のいずれかのレベル3 警報が発表されているときは、災害等による教職員の出勤が可能かどうかを確認し、安全な指導体制での授業が困難と判断した場合は「臨時休業」とします。
授業の実施が可能と判断した場合も、学校には登校せずに花ノ木医療福祉センター（以下、「センター」と記す。）内で行うこととします。
- 3 学校登校後に各警報（レベル3以上）が発表されたときは、児童生徒の安全を確認してセンターに帰棟します。帰棟後に授業を継続するかどうかは、各警報の内容や気象庁発表の気象情報に基づいて、その後の気象状況（予想）で判断します。
- 4 警報発表の確認は、気象庁の天気予報で御確認ください。テレビ等、他の天気予報等の中には発表された地域の区分と気象庁が出している警報発表の区分とが合わない場合や時間のずれがある場合があります。
- 5 「臨時休業」を決定した場合は、その旨を保護者連絡アプリ「楽メ」で送信します。
- 6 その他、別途校長が定める場合には、臨時休業とすることがあります。